

議案第4号

鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について

鳥取県立特別支援学校学則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和2年8月7日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前					
様式第3号（第17条、第18条－第20条、第28条関係）					様式第3号（第17条、第18条－第20条、第28条関係）					
略					略					
志願者	(ふりがな)		生年月日	年月日生 (満歳)	志願者	(ふりがな)		生年月日	年月日生 (満歳)	性別
	氏名					氏名				
略					略					
備考 略					備考 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。